

株式会社 まる
ゆい在宅介護支援事業所
居宅サービスの利用契約に関する説明書

利用者 _____ 様
(契約)
事業者 株式会社 まる

(契約の目的)

第1条

1. この契約は、利用者が居宅サービスを適切に利用できるように事業者が利用者の委託を受けて、利用者の心身の状況・おかれている環境や、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という)の希望をふまえて居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成し、居宅サービスの提供が提供されるよう、サービス事業者を含むその他との連絡調整の便宜の提供を行う居宅介護支援及び介護予防支援(以下、居宅介護支援等)について定めることを目的とします。

(契約期間およびサービスの概要)

第2条

2. 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。但し、契約期間満了以前に利用者が要介護・要支援状態区分の変更認定を受け、要介護認定等の有効期間が更新された場合は、変更後の有効期間満了の日をもってこの契約の満了日とします。
3. この契約は、契約満了日の7営業日前までに利用者等から事業者に対し書面による契約解除の申し出がない限り、さらに6ヵ月間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても前項の但し書きが適用されます。
3. 利用者等は要介護認定等の有効期間が更新された場合、担当介護支援専門員に連絡するものとします。
4. 事業者及び居宅介護支援等を提供する事業所の概要、およびサービスの概要は『重要事項説明書』に記載したとおりです。

(介護支援専門員)

第3条

1. 介護支援専門員とは、所定の実務及び必要な研修を修了し、第4条に規定する居宅介護支援等を行う専門員をいいます。
2. 事業者は、事業所に所属する介護支援専門員に、利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に関する業務を担当させます。
3. 利用者を担当する介護支援専門員は次の者です。
氏名 富田 美喜枝 (以下「担当介護支援専門員」という)
4. 事業者は、担当介護支援専門員に身分証明書を携行させ、利用者等から求められた場合これを提示させます。
5. 利用者は、担当介護支援専門員の交替を希望する場合、事業者に対して申し出ることができます。
6. 事業者は、担当介護支援専門員の交替により、利用者等に対してサービスの利用上の不都合が生じないように配慮します。

(居宅介護支援等)

第4条

1. 事業者は、利用者に対し次の各号に掲げる居宅介護支援等を提供します。
 - (1) 利用者の心身の状況、おかれている環境、利用者等の希望に基づき居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成します。
 - (2) 前号の居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
 - (3) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後においても、利用者等及びサービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の実施状況把握及びこれに基づき給付管理票の提出を行うとともに必要に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行います。
 - (4) 利用者の要介護認定等にかかる申請について、利用者の意志を尊重、確認した上で、申請の代行等に必要の援助を行います。
 - (5) 利用者が介護保険施設への入所を希望または要する場合にあっては、介護保険施設への紹介、その他の便宜を図ります。

(計画作成方法及び義務)

第5条

1. 利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成は、『重要事項説明書』に従って行います。
2. 利用者等は、担当介護支援専門員による面接及び課題把握にあたり、可能な限り協力しなければなりません。
3. 利用者等は、主治医の意見書及び認定審査会等の意見を尊重しなければなりません。
4. 担当専門員は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案を利用者及び介護者等に十分に説明し、文書による同意を得た上で、遅滞なく、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付します。

(苦情処理等)

第6条

1. 事業者は、担当介護支援専門員が提供した居宅介護支援等またはサービス事業者に対する利用者等からの苦情に、迅速かつ適切に対応しなければなりません。なお、苦情申し立て窓口は『重要事項説明書』に記載してあるとおりです。
2. 事業者は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し福井県国民健康保険団体連合会に送付します。
3. 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(善管注意義務等)

第7条

1. 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたって次に掲げる各号を遵守します。
 - (1) 事業所管理者に、善良なる注意をもって法令を遵守させ、誠実に業務を遂行します。
 - (2) 担当介護支援専門員に、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者等に偏することのないよう、公正中立の立場を堅持させます。
 - (3) 担当介護支援専門員に、サービスの提供方法等について利用者等に理解しやすい説明を履行させます。
 - (4) 事業者は、利用者に対する居宅支援等に関する記録を作成し、諸記録等はその完結の日から5年間保管します。利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(秘密保守及び個人情報保護)

第8条

1. 事業者、事業所及び事業所職員は政党な理由がない限り、業務上知り得た利用者等の情報を漏洩しません。
2. 事業者は、事業所の従業者が退職後も、在職中に知り得た利用者等の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、担当介護支援専門員がサービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合、利用者等の同意を得た上で、利用者等の個人情報を用いることができるものとします。

(事業者の責任によらない事由による居宅介護支援等の対応方法)

第9条

1. 事業者は、本契約の有効期間中、天災その他事業者の責に帰すべからざる事由により、居宅介護支援等の提供が困難になった場合においても、利用者に対する居宅介護支援等を継続的に実施するため、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(利用料)

第10条

1. 利用者等は、事業所が提供する居宅介護支援等に対する利用料として、『重要事項説明書』に記載した金額を事業所に支払います。但し、事業所が介護保険法に基づき利用者等に代わって保険給付を受領する場合は、この限りではありません。

(要介護認定等に係る申請援助)

第11条

1. 事業者は利用者等の意志をふまえ利用者等の要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
2. 事業者は、利用者が要介護認定等を受けていない場合、利用者等の意向をふまえ速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう、必要な援助を行います。
3. 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請が、契約時における利用者の要介護等の認定有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行います。
4. 事業者は、利用者等から要介護認定等に係る申請代行を依頼された場合、利用者等から申請に必要な資料及び協力を受けた日から迅速に申請手続きを終了します。

(契約当事者の変更)

第12条

1. 利用者が契約時に心神喪失とその他の事由により判断能力に欠ける場合には、利用者の家族等を代理人とするものとします。
2. 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または利用者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(解除権)

第13条

1. 利用者は以下の事号に該当する場合、本契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援サービス・介護予防支援サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が本契約第8条に定める秘密保守業務に違反した場合
 - (3) 事業者が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用を傷つけ、または不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
2. 事業者は、特段の事由がない限り、この契約を解除することはできません。

(協議事項)

第14条

1. 本契約に定められていない事項について、問題が生じた場合、事業者と利用者等とは共に誠意をもって協議するものとします。

(合意裁判管轄)

第15条

1. この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は事業所の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所にすることを利用者等及び事業者は予め合意します。